

# 平成19年度第8回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成19年11月6日(火) 9:30～  
場所 道庁赤レンガ庁舎2階2号会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

- (1) 当面の審議案件について
- (2) 分野別審議について
- (3) 次回(第9回)委員会について
- (4) その他

## 3 閉 会

### 【配付資料】

- 資料1 道民提案・関連提案の整理一覧表
- 資料2 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表
- 資料3 関連提案の検討状況
- 資料4 項目別資料一覧表

## 第8回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

### 【委員】

氏 名	現 職	備考
五十嵐 智嘉子	(社)北海道総合研究調査会常務理事	副 会 長
井 上 久 志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会 長
佐 藤 克 廣	北海学園大学法学部教授	
林 美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター	欠 席
福 士 明	札幌大学法学部教授	
宮 田 昌 利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	欠 席
山 本 光 子	(株)電通北海道プランニングディレクター	

(50 音順)

### 【事務局】

氏 名	役 職
川 城 邦 彦	北海道企画振興部地域主権局長
井 筒 宏 和	北海道企画振興部地域主権局次長
出 光 英 哉	北海道企画振興部地域主権局参事
田 中 秀 俊	北海道企画振興部地域主権局参事

テーマ別（環境・観光・地方自治）  
道民提案・関連提案の整理一覧表

資料 1

テーマ	分類	道民提案	関連提案	検討項目
環境	森林	37 森林管理の一元化		
		38 森林審議会の所掌事務拡充	①森林審議会	○
		39 道計画・市町村計画の統合	②人工林資源	○
	土地利用	49 農地転用許可等の権限移譲	③国土利用	○
		50 保安林に関する権限移譲	③国土利用	
	バイオ燃料	108 バイオ燃料の普及促進		○
		109 バイオ軽油の非課税化		
		110 遊休農地を活用した燃料生産		
		30 (同上)		
	廃棄物・リサイクル	113 一廃処理施設の設置要件緩和	④循環型社会	○
114 処理施設許可要件の条例委任		④循環型社会		
観光	観光客誘致	53 国際観光の振興	⑤地域限定通訳士	○
		54 カジノの整備		
		55 民宿・ファームインの活性化		○
		56 特定免税店制度		○
		※57 C I Q業務の一部移管		
		58 ビザ発給要件の緩和		
		※60 道路標識の統一		
	観光業振興	63 外国人人材受入れの促進		
		64 自家用車による旅客共同送迎		
		65 有料顧客送迎に係る権限移譲		
	物流・人材移動の活性化	69 自由貿易地域指定		
	空港の活性化	※74 新千歳空港の貨物受け入れ		○
		75 空港の一括管理		
	その他	(92) (時差の導入)	⑥プラチナウィーク(仮称)	○
	地方自治	基礎自治体の強化	123 政令市等の法定要件緩和	⑦広域中核市
124 道から市町村への権限移譲				
125 2重、3重行政の解消				
役割分担の明確化		130 負担金制度の廃止		
		131 (125に同じ)		
自治体財政・会計の改善		※(138) (複式簿記導入)	⑧地方自治法規律密度	○
		※(139) (歳出科目の一部廃止)	⑧地方自治法規律密度	
市民活動・ボランティア活動の活性化等		※(144) (領域拡大)	⑨町内会事業法人制度	○
		※(183) (一極集中都市化の解消)	⑨町内会事業法人制度	
その他		※(23) (救急車の出動理由の公表)	⑦広域中核市 ⑩緊急自動車	○(重複) ○

注) ○ 「道民提案」欄で、「※」付きは事務局において【特区提案によらなくても対応可能なもの】として整理したものを、「(番号)」は「関連提案」に関連した道民提案を参考に記載。  
○ 「関連提案」とは、「道民提案」の趣旨及びアイデアを活用しながら、特区提案の形態・内容として、より実現可能なものとなるよう、庁内等で検討している提案をいう。

## 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案として検討すべきもの】

## &lt; 環境 (森林) &gt;

大分類：B 農林水産業の振興 ～ 中分類：林業の振興

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			1	重複 除く						
地域森林計画	38 森林審議会の所掌事務拡充	地域森林計画に関連する林業・木材産業振興や森林づくりへの道民理解の促進などの事項を同時審議。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林法 § 68②では、「都道府県森林審議会は、この法律・・・に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する」となっており、その所掌事項が、地域森林計画の樹立や保安林の指定・解除、林地開発の許可処分などに限定されている。</li> <li>その他の林務施策に係る事項について、別な審議会を設置して諮問しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林法の改正（§ 68②）に、「ただし、北海道については条例の定めるところによる」など追加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【メリット】</li> <li>地域森林計画に関連する「林業・木材産業の振興」や「森林づくりに対する道民理解の促進」などの事項を同時に審議することにより、計画とその実効性に関する審議が一体的にできるとともに、類似した審議会の審議意見との重複を避け、かつ、経費の削減に資することができる。</li> </ul>	本提案内容に関連して関連提案を検討中 「①森林審議会」	水) 総務課	4016B
	39 道計画・市町村計画の統合	道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、流域一体で森林マスタープランを策定する。	1	1	(森林計画制度 (森林法)) <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産大臣が全国森林計画 (§ 4)、都道府県知事が地域森林計画 (§ 5)、市町村長が市町村森林整備計画 (§ 10-5)、森林所有者が森林施業計画 (§ 11) を策定</li> <li>地域森林計画では、流域単位に計画の指針及び造林、伐採などの計画量を示すが、市町村森林整備計画には計画量は登載されず、実施面で法的に実効性が担保されない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林法の改正</li> <li>道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、地方公共団体が流域一帯となった流域の森林マスタープランを策定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【メリット】</li> <li>地方公共団体の裁量が拡がり、地域立脚型の森林管理が推進される。</li> <li>地域における森林政策の作成主体が一本化され、より一層地域特性を踏まえた関係者の主体的な取組が促進され、林業・山村の振興がなされる。</li> <li>内部調整に費やす労力・時間の削減、計画策定の効率化、情報の共有化により、持続可能な森林資源管理が可能となる。</li> </ul>	本提案内容に関連して関連提案を検討中 「②人工林資源」	水) 森林計画課	4017B

< 環境（廃棄物・リサイクル） >

大分類：F 環境保全 ～ 中分類：環境保全

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			1	重複除く						
廃棄物・リサイクル	113 一廃処理施設の設置要件緩和	要許可施設の指定権限の移譲を受け、リサイクル利用が確実な廃棄物に限り設置許可不要とする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法により、一般廃棄物処理施設のうち、一日当たりの処理能力が5t以上（同法施行令第5）のごみ処理施設にあつては、知事の許可が必要（§8）。</li> <li>一般廃棄物処理施設の設置にあたっては、周辺の生活環境に影響を与える恐れがあることから、一般的に設置を禁止し、技術上の基準に適合しているものや、周辺地域の生活環境の保全が配慮されたもの等基準に適合するものについてのみ、その禁止を解除（許可を付与）しているものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法の改正</li> </ul>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺地域への生活環境へ及ぼす影響調査の必要性が無くなる。</li> <li>施設の技術的基準に適合させる必要が無くなる。</li> <li>許可申請の手続きが不要となる。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺地域への生活環境へ及ぼす影響についての調査がなされないまま施設が設置されることから、周辺地域の生活環境へ悪影響を及ぼすおそれがある。</li> <li>施設の技術上の基準に適合しない不適正な処理により、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。</li> <li>施設の技術上の基準に適合しない不適正な処理が行われても、施設への改善命令、停止命令等ができなくなる。</li> </ul>	本提案内容に関連して関連提案を検討中 「④循環型社会」	環）循環型社会推進課	4011F
	114 処理施設許可要件の条例委任	許可要件のうち、住民同意の扱い等については条例に委任し、業者と住民のトラブル解消を図る。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法により、廃棄物処理施設（同法施行令第5の一般廃棄物処理施設及び施行令第7の産業廃棄物処理施設）の設置は、許可基準（§8-2、§15-2）に基づき、知事の許可（§8、§15）が必要。</li> <li>廃棄物処理施設の設置にあたっては、施設の技術上の基準、周辺地域の生活環境の保全、設置者の能力等、科学的、客観的な基準により許可をしている。</li> <li>なお、道では、「北海道における廃棄物等の処理に係る指導指針」により、地域理解を得た施設設置のため、知事と事前協議や住民同意を求めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法の改正</li> <li>審査事務量増大に伴う人件費、事務費の措置</li> </ul>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民同意が得られた施設設置が図られる。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な施設であっても、第三者の個人的な思想等により施設の設置が拒絶できてしまうことから、必要な施設の整備が図られなくなる</li> </ul>	本提案内容に関連して関連提案を検討中 「④循環型社会」	環）循環型社会推進課	4012F

< 環境 (バイオ燃料) >

大分類：F 環境保全 ～ 中分類：環境保全

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号	
			1	重複除く							
バイオ燃料	総論	108 バイオ燃料の普及促進のための制度の創設	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内に全庁横断型の「輸送用エネルギー燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。</li> <li>・ 既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入推進には、原料の安定供給の支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、更にガソリン税等の減免などによる製造・流通コストの低減など、多段階に亘る措置が必要であり、道としてはこれらを国に対し要望している。</li> <li>・ なお、普及促進のためには、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく混合上限規定の見直し、ガソリン税の減免等の法改正も必要となるが、これらについては、安全性の確保や課税方法等の課題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）</li> <li>・ 制度改正等を国に要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【メリット】</li> <li>・ CO2の削減による地球温暖化防止への貢献</li> <li>・ バイオ原料の生産による、遊休農地等を含む農地の有効利用</li> <li>・ 製造拠点整備等による関連産業振興</li> <li>・ 新たな産業創出</li> <li>【デメリット】</li> <li>・ 小麦・トウモロコシなど食料生産から燃料生産へのシフトによる食料価格の上昇</li> </ul>		環）環境政策課	1018F	
	税制	108 110 ガソリン税の減免	バイオ燃料普及促進のためガソリン税（揮発油税、地方道路税）の減免	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 揮発油税法により、揮発油には揮発油税が課税（§1）。揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物（揮発油に類する物に限る）としたときは、製造と見なし、その物を揮発油とみなす（§6）。</li> <li>・ 地方道路税法により、揮発油には地方道路税が課税（§1）。</li> <li>・ 揮発油1k当たり揮発油税24,300円、地方道路税4,400円。</li> <li>・ バイオ燃料の普及には既存燃料との価格差の解消を要するため、ガソリン税等の減免を国に要請している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【メリット】</li> <li>・ 既存燃料との価格差解消によるバイオ燃料の利用促進</li> <li>【デメリット】</li> <li>・ 税収の減少（税負担の公平性）</li> <li>・ 食料生産目的の農地利用の縮小が懸念される。</li> </ul>		環）環境政策課 農）食品政策課、農地調整課	1018F 3078B
	イ	109 バイオ軽油の非課税化	環境に配慮した取り組みを活性化させるため、てんぷら油などから製造した軽油は税を免除する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法により、軽油に軽油以外のものを混和した場合は軽油とみなされ（§700-2②）、軽油引取税の課税対象となる。</li> <li>・ 廃食用油等を原料とするバイオディーゼル燃料などの輸送用バイオ燃料については、既存燃料に比べて製造コストが高いことから、価格差を解消し、利用を促進するため、優遇税制の創設が国において検討されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法の改正（課税対象からの除外又は法の解釈・運用の特例措置）</li> <li>・ 交付税による減収補てん制度の適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【メリット】</li> <li>・ バイオディーゼル燃料の需要の増加</li> <li>・ 廃食用油の利用増加（リサイクル率向上）</li> <li>・ リサイクル関連産業の振興</li> <li>【デメリット】</li> <li>・ 道税収入の減少（最大推計△3億5千万円/年）</li> <li>・ 道路整備に充てられる目的税としての軽油引取税の性格がゆがめられる。</li> <li>・ 道のみで減免導入した場合、道内で給油後、道外で給油した場合などの課税の取り扱いが複雑になる。</li> </ul>		環）循環型社会推進課 総）税務課	1083F
燃	遊休農地の活用	110 (及び30) 遊休農地を活用した燃料生産	遊休農地の活用（農地指定解除）	4	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林業センサスでは、「耕作放棄地」とは過去1年以上作付けせずこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地で、基本的には「農地」。</li> <li>・ 農地法により、「農地」とは「耕作の目的に供される土地」（§2①）。</li> <li>・ バイオ燃料作物であっても農作物の栽培が行われる場合は、「農地」として利用されていると判断。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地法（§2①）の特例措置の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【メリット】</li> <li>・ 耕作放棄地でのバイオ燃料作物の栽培に限り農地法の規制から除外すると、農業者以外の誰でも自由にバイオ燃料作物の栽培を行うことができる。</li> <li>【デメリット】</li> <li>・ 将来栽培を中止した場合に、当該農地の他用途への転用が懸念される。</li> <li>・ バイオ燃料作物は土地収奪性が高いものが多く、管理が不適切だと栽培地が裸地になる可能性が高い。</li> </ul>		農）農地調整課	1017B
			バイオ燃料特区の指定			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業経営基盤強化促進法により、耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、市町村等との間で協定を結んだ上で一般企業のリース方式による農地の権利取得が可能（§27-13の特定法人貸付事業（平成17年9月～））。</li> <li>・ 国では、食糧生産に影響を及ぼさない原料を確保するため、稲わら等のセルロースを活用したバイオエタノール製造技術の研究開発を進めている。</li> <li>・ 道では、バイオエタノールの国内の製造、供給拠点の形成を目指した調査研究を行う予定。</li> <li>・ 本道への先端的研究開発・実証機能の整備推進など「輸送用バイオ燃料の普及拡大のための総合的取組の推進」を国に要望。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業経営基盤強化促進法（§27-13）特例措置（所有権の取得）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【メリット】</li> <li>・ 農地の所有権取得を希望する企業の参入が促進される。</li> <li>・ 石油依存度の低減及びエネルギー源の多様化</li> <li>【デメリット】</li> <li>（上記「遊休農地」のデメリットに加え、）</li> <li>・ 既存燃料や国際価格と比較してコストが高いことから、製造や原料の生産等に係る大幅なコスト低減が不可欠。</li> </ul>		環）環境政策課 経）資源エネルギー課 農）農地調整課、農業経営課 総）税務課	3037B
			耕作放棄地での菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「耕作放棄地」に菜種を作付けることに対する規制はない。</li> <li>・ 菜種を作付けしてバイオディーゼルの生産する取組は、道内でも試験的な取組事例が見られる。</li> </ul>	（特段の法令等の支障なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>【メリット】</li> <li>・ 景観作物としての観光資源的な役割</li> <li>・ 新たな作物の作付けによる地域農業の活性化</li> <li>【デメリット】</li> <li>・ 栽培した菜種を原料としたバイオディーゼル燃料生産は、既存燃料に比べ高コストのため、大幅なコスト低減が不可欠。</li> </ul>		農）食品政策課

**道民提案の実現手法等に関する整理票**  
**(関係部分抜粋)**





## 道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 水産林務部

個票番号：4016B

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域森林計画に関連する林業・木材産業振興や森林づくりへの道民理解の促進などの事項を同時審議。</li> </ul>	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林法第68条第2項では、「都道府県森林審議会は、この法律・…に属せられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する」となっており、その所掌事項が、地域森林計画の樹立や保安林の指定・解除、林地開発の許可処分などに限定されている。</li> <li>その他の林務施策に係る事項について、別な審議会を設置して諮問しなければならない。</li> </ul>	
	関係法令等	森林法第68条第2項	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	森林法の改正（第68条第2項に、「ただし、北海道については条例の定めるところによる」など追加。）	
	財政措置		
	その他の措置		
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域森林計画に関連する「林業・木材産業の振興」や「森林づくりに対する道民理解の促進」などの事項を同時に審議することにより、計画とその実効性に関する審議が一体的にできるとともに、類似した審議会の審議意見との重複を避け、かつ、経費の削減に資することができる。</li> </ul>	
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		水産林務部 総務課 林務企画グループ（内線：28-173）	

## 道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 水産林務部

個票番号：4017B

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、流域一体で森林マスタープランを策定する。</li> </ul>	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林計画制度（森林法） 農林水産大臣が全国森林計画（第4条）、都道府県知事が地域森林計画（第5条）、市町村長が市町村森林整備計画（第10条の5）、森林所有者が森林施業計画（第11条）を策定。 地域森林計画では、流域単位に計画の指針及び造林、伐採などの計画量を示すが、市町村森林整備計画には計画量は記載されず、実施面で法的に実効性が担保されない。</li> </ul>	
	関係法令等	森林法	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置 森林法の改正 道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、地方公共団体が流域一体となった流域の森林マスタープランを策定する。	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の裁量が拡がり、地域立脚型の森林管理が推進される。</li> <li>地域における森林政策の作成主体が一本化され、より一層地域特性を踏まえた関係者の主体的な取組が促進され、林業・山村の振興がなされる。</li> <li>内部調整に費やす労力・時間の削減、計画策定の効率化、情報の共有化などにより、持続可能な森林資源が可能となる</li> </ul>	
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		水産林務部 森林計画課 森林計画グループ（内線：28-531）	

## 道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 環境生活部

個票番号：4011F

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみのリサイクルを行うための一般廃棄物処理施設を設置する場合、施設の処理能力が5t/日を超える施設は、設置許可のために環境影響調査の実施などといった多大な費用と時間を要することから、要許可施設の指定権限を道に移譲し、バイオマス利活用を促進させる。</li> </ul>						
事実関係等整理	事実関係(現状など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設の設置にあたっては、周辺的生活環境に影響を与える恐れがあることから、一般的に設置を禁止し、技術上の基準に適合しているものや、周辺地域の生活環境の保全が配慮されたもの等基準に適合するものについてのみ、その禁止を解除(許可を付与)しているものである。</li> </ul>						
	関係法令等	廃棄物処理法第8条 施行令第5条						
	関係制度の概要							
提案を実現するために考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td>廃棄物処理法の改正</td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td></td> </tr> </table>	法的措置	廃棄物処理法の改正	財政措置		その他の措置	
法的措置	廃棄物処理法の改正							
財政措置								
その他の措置								
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>権限移譲により要許可施設の指定から外した施設については、 <ol style="list-style-type: none"> <li>周辺地域への生活環境へ及ぼす影響調査の必要性が無くなる</li> <li>施設の技術的基準に適合させる必要が無くなる</li> <li>許可申請の手続きが不要となる</li> </ol> </li> </ul>						
	考えられるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>権限移譲により要許可施設の指定から外した施設については、 <ol style="list-style-type: none"> <li>周辺地域への生活環境へ及ぼす影響についての調査がなされないまま施設が設置される場合には、周辺地域の生活環境へ悪影響を及ぼすことがある</li> <li>施設の技術上の基準に適合しない不適正な処理が行われても、施設への改善命令、停止命令等ができなくなる</li> </ol> </li> </ul>						
備考	<p>なお、道では生ごみ等バイオマスの利活用を促進するため、また、本道の良好な環境を保全するため、環境大臣が認定している再生利用に係る特例権限の移譲について、国に要望することとしている。</p>							
担当部課名	環境生活部 循環型社会推進課 廃棄物指導グループ(内線：24-307)							

## 道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 環境生活部

個票番号：4012F

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理施設の設置に当たり、処理業者と住民のトラブル解消のため、住民同意や事前説明会の開催などができるよう、許可要件を条例に委任する。</li> </ul>						
事実関係等整理	事実関係（現状など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理施設の設置にあたっては、施設の技術上の基準、周辺地域への生活環境の保全、設置者の能力等、科学的、客観的な基準により許可をしている。</li> </ul>						
	関係法令等	廃棄物処理法第8条、第15条 施行令第5条、第7条						
	関係制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道における廃棄物等の処理に係る指導指針」で、地域理解を得た施設設置のため、知事と事前協議や住民同意を求めている。</li> </ul>						
提案を実現するために考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td>廃棄物処理法改正</td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td>審査事務量増大に伴う人件費、事務費の措置必要</td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td>道州制の権限移譲</td> </tr> </table>	法的措置	廃棄物処理法改正	財政措置	審査事務量増大に伴う人件費、事務費の措置必要	その他の措置	道州制の権限移譲
法的措置	廃棄物処理法改正							
財政措置	審査事務量増大に伴う人件費、事務費の措置必要							
その他の措置	道州制の権限移譲							
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民同意が得られた施設設置が図られる。</li> </ul>						
	考えられるデメリット	<ol style="list-style-type: none"> <li>良好な施設であっても、第三者の個人的な思想等により施設の設置が拒絶できてしまうことから、必要な施設の整備が図られなくなる。</li> <li>説明会の開催等を要することとした場合、許可まで長期間を要する。</li> </ol>						
備考	本アイデアの趣旨とは別の観点から、道州制特区の提案を検討している。							
担当部課名	環境生活部 循環型社会推進課 廃棄物指導グループ(内線：24-307)							

## 道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 環境生活部

個票番号：1018F

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマス燃料普及促進の新たな制度、措置の創設</li> <li>バイオ燃料の揮発油税減免措置</li> </ul>
事実関係等整理	事実関係(現状など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入を着実に推進していくためには、バイオエタノール等の原料の安定供給のための支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、さらにガソリン税等の減免、道内で製造したバイオ燃料の道内での利用などによる製造・流通コストの低減など、多段階に亘る措置が必要であり、道としては、これらを国に対し要望している。</li> <li>また、庁内に全庁横断型の「輸送用エコ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。</li> <li>なお、普及促進を進めるためには、品確法に基づく混合上限規定の見直し、ガソリン税の減免等の法改正も必要となるが、これらについては、安全性の確保や課税方法等の課題がある。</li> </ul>
	関係法令等	揮発油税法 地方道路税法 揮発油等の品質の確保等に関する法律
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設
	財政措置	国への予算要望(原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進)
	その他の措置	制度改正等を国に要望(税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進)
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料使用促進</li> <li>地球温暖化防止</li> <li>製造拠点整備等による関連産業振興</li> <li>新たな産業創出</li> </ul>
	考えられるデメリット	
備考		
担当部課名		環境生活部 環境政策課 地球環境グループ (内線：24-232)

## 道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 環境生活部

個票番号：3078B ①

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>ガソリン税(揮発油税及び地方道路税)の減免などの措置を講じる。</li> <li>バイオ燃料の原料となる農作物の安定供給のために農地の有効活用を一層促進する</li> </ul>	
事実関係等整理	事実関係(現状など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入を着実に推進していくためには、バイオエタノール等の原料の安定供給のための支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、さらにガソリン税等の減免、道内で製造したバイオ燃料の道内での利用などによる製造・流通コストの低減など、多段階に亘る措置が必要であり、道としては、これらを国に対し要望している。</li> <li>また、庁内に全庁横断型の「輸送用エコ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。</li> </ul>	
	関係法令等	揮発油税法 地方道路税法 揮発油等の品質の確保等に関する法律	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設
		財政措置	国への予算要望(要望内容：原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進)
		その他の措置	制度改正等を国に要望(要望内容：税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進)
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料使用促進</li> <li>地球温暖化防止</li> <li>製造拠点整備等による関連産業振興</li> <li>新たな産業創出</li> </ul>	
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		環境生活部 環境政策課 地球環境グループ (内線：24-232)	

## 道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 農政部

個票番号：3078B ②

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>ガソリン税(揮発油税及び地方道路税)の減免などの措置を講じる。</li> <li>バイオ燃料の原料となる農作物の安定供給のために農地の有効活用を一層促進する。</li> </ul>
事実関係等整理	事実関係(現状など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガソリン税の減免 バイオ燃料の普及にためには、既存燃料との価格差を解消することが必要なことから、ガソリン税及び軽油引取税の減免を国に要請している。</li> <li>農地の有効利用 バイオ原料作物は農産物であり、基本的に生産行為自体を規制するものはない。 道内の農業団体が取り組む生産目標の1万5000キロリットルを生産するために規格外の麦や食用外のビートを原料とすることとしている。</li> </ul>
	関係法令等	揮発油税 地方道路税法 農地法第2条
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存燃料との価格差解消によるバイオ燃料の利用促進</li> <li>CO<sub>2</sub>の削減による地球温暖化防止への貢献</li> <li>バイオ原料が生産されることにより、遊休農地等を含む農地の有効利用につながる。</li> </ul>
	考えられるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>税収の減少</li> <li>食料生産目的の農地利用が縮小されることが懸念される。</li> </ul>
備考		
担当部課名		農政部 食品政策課 環境・バイオマスグループ(内線：27-686) 農政部 農地調整課 農地利用調整グループ(内線：27-202)

## 道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 環境生活部

個票番号：1083F ①

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>てんぷら油などを利用して製造した軽油は、軽油税を免除。</li> <li>資源の有効利用が進み環境に配慮した取り組みが活性化する。</li> </ul>						
事実関係等整理	事実関係(現状など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃食用油等を原料とするバイオディーゼル燃料などの輸送用バイオ燃料については、既存燃料に比べて製造コストが高いことから、価格差を解消し、利用を促進するため、軽油引取税などに対する優遇税制の創設を、国に要望している。</li> </ul>						
	関係法令等	地方税法第700条の2第2項 同 第700条の3						
	関係制度の概要							
提案を実現するために考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td>地方税法の改正による課税対象からの除外又は法の解釈 ・運用の特例措置</td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td></td> </tr> </table>	法的措置	地方税法の改正による課税対象からの除外又は法の解釈 ・運用の特例措置	財政措置		その他の措置	
法的措置	地方税法の改正による課税対象からの除外又は法の解釈 ・運用の特例措置							
財政措置								
その他の措置								
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>化石燃料との価格差解消によるバイオディーゼル燃料の需要の増加</li> <li>化石燃料の消費量の抑制(地球温暖化の防止に寄与)</li> <li>廃食用油のバイオディーゼル燃料の原料としての利用量の増加(リサイクル率の向上)</li> <li>バイオディーゼル製造事業者等の増加によるリサイクル関連産業の振興</li> </ul>						
	考えられるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>道税収入の減少(最大推計△3億5千万円/年)</li> </ul>						
備考								
担当部課名		環境生活部 循環型社会推進課 循環推進グループ (内線：24-318)						



## 道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 総務部

個票番号：1083F ②

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>てんぷら油などを利用して製造した軽油は、軽油引取税を免除。資源の有効利用が進み環境に配慮した取り組みが活性化する。</li> </ul>	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽油引取税は道路整備に充てられる目的税であり、軽油に軽油以外のものを混和して自動車の燃料として販売・消費した場合は、課税対象とされており、てんぷら油などのいわゆるバイオディーゼルと軽油とを混和（バイオ軽油）した場合も課税となっている。</li> </ul>	
	関係法令等	地方税法第700条の2第2項、第700条の3、第700条の4	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	地方税法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ軽油を使用する者の税負担が軽減されることから、バイオディーゼル燃料の普及につながる。</li> </ul>	
	考えられるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路整備に充てられる目的税としての軽油引取税の性格が歪められる。</li> <li>バイオ軽油に係る軽油引取税の減免を道のみが導入した場合、例えば、同一車両が道内でバイオディーゼルの給油後、道外で軽油を給油した場合などの課税の取扱いが複雑となる。</li> <li>道税収入（軽油引取税）の減につながる。</li> </ul>	
備考			
担当部課名		総務部 税務課 税制企画グループ（内線：22-468）	

## 道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 農政部

個票番号：1017B

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料作物の栽培促進を図る諸制度の整備</li> <li>耕作放棄地における農地指定解除等の措置の簡素化</li> </ul>						
事実関係等整理	事実関係（現状など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林業センサスでは、耕作放棄地を過去1年以上作付けせずこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地とされており、基本的には農地である。</li> <li>従って、バイオ燃料作物であっても農作物の栽培が行われる場合には、農地として利用されていると判断される。</li> </ul>						
	関係法令等	農地法第2条第1項、3条第1項、4条第1項、5条第1項						
	関係制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地法は、耕作者の農地の取得を促進し、土地の農業上の利用を図るためその利用関係を調整するとともに、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的としている。</li> <li>農地の権利移動に際しては、農業委員会等の許可を要し、基本的には農地を農地として利用する農業者及び農業生産法人のみ所有及び借り受けが許されている。</li> </ul>						
提案を実現するために考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td>農地法第2条第1項の特例措置の創設</td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td></td> </tr> </table>	法的措置	農地法第2条第1項の特例措置の創設	財政措置		その他の措置	
法的措置	農地法第2条第1項の特例措置の創設							
財政措置								
その他の措置								
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕作放棄地でのバイオ燃料作物の栽培を行うのに限り農地法の規制を除外した場合、農業者以外の誰でも自由にバイオ燃料作物の栽培を行うことができる。</li> </ul>						
	考えられるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来的にバイオ原料の生産を中止した場合などは、当該農地が農地以外の用途に転用されることが懸念される。</li> <li>バイオ燃料作物は、土地収奪性が高いものが多く、管理が不適切だと栽培地が裸地になる可能性が高い。</li> </ul>						
備考								
担当部課名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ（内線：27-202）						

## 道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 環境生活部

個票番号：3037B ①

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料生産業務特別地区の指定(バイオ燃料特区)。</li> </ul>	
事実関係等整理	事実関係(現状など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化防止のため、ガソリン代替燃料として国産バイオエタノールの生産拡大を図っていく上で、食糧生産に影響を及ぼさない原料の確保が重要な課題であり、国においても、稲わら、間伐材などのセルロースを活用したバイオエタノール製造技術の高効率化・低コスト化に向け研究開発を進めているところ。</li> <li>道としても、地球温暖化防止や新たな産業の創出を通じた地域振興を図るため、バイオエタノールの、国内における製造、供給拠点の形成を目指し、産学官連携による調査研究を行う予定。</li> <li>また、豊富なバイオマス資源を有する本道への先端的な研究開発・実証機能の整備推進など、「輸送用バイオ燃料の普及拡大のための総合的取組の推進」を国に要望。</li> </ul>	
	関係法令等	揮発油税法 地方道路税法 揮発油等の品質の確保等に関する法律	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設
		財政措置	国への予算要望(原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進)
		その他の措置	制度改正を国に要望(税の減免措置等の創設、先端的な研究開発・実証プラントの整備推進)
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料使用促進</li> <li>地球温暖化防止</li> <li>製造拠点整備等による関連産業振興</li> <li>新たな産業創出</li> </ul>	
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		環境生活部 環境政策課 地球環境グループ (内線：24-232)	

## 道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 経済部

個票番号：3037B ②

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料生産業務特別地区の指定（バイオ燃料特区）。</li> </ul>	
事実関係等整理	事実関係（現状など）		
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料の生産促進</li> <li>石油依存度の低減及びエネルギー源の多様化</li> <li>CO2の削減により地球温暖化防止に貢献</li> <li>新たな産業の創出を通じた地域振興などが考えられる</li> </ul>	
	考えられるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存燃料や国際価格と比較して、コストが高いことから、製造や原料の生産等に係る大幅なコスト低減が不可欠。</li> </ul>	
備考			
担当部課名		経済部 資源エネルギー課 エネルギーグループ（内線：26-173）	

## 道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 農政部

個票番号：3037B ③

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料生産業務特別地区の指定(バイオ燃料特区)。</li> </ul>						
事実関係等整理	事実関係(現状など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般企業による遊休農地の賃借について 農地法上、農業生産法人以外の法人は農地の権利取得ができなかったが、平成17年9月から、耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、一般企業のリース方式による農地の権利取得が可能となった。</li> <li>仕組み(条件) 市町村が農業経営基盤強化促進基本構想に一般企業の参入区域を設定 市町村等と一般企業との間で適正・円滑な事業の実施を確保するための協定を結ぶ 農地法又は農業経営基盤強化促進法の権利設定手続を行う</li> </ul>						
	関係法令等	農業経営基盤強化促進法第27条の13 農地法第3条						
	関係制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定法人貸付事業 担い手の不足などにより、耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、市町村等との協定の締結により農業生産法人以外の法人のリース方式による農地の権利取得を可能とする制度。</li> </ul>						
提案を実現するために考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td>農業経営基盤強化促進法第27条の13の特例措置(所有権の取得)</td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td></td> </tr> </table>	法的措置	農業経営基盤強化促進法第27条の13の特例措置(所有権の取得)	財政措置		その他の措置	
法的措置	農業経営基盤強化促進法第27条の13の特例措置(所有権の取得)							
財政措置								
その他の措置								
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の所有権取得を希望する企業の参入が促進される。</li> </ul>						
	考えられるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来的にバイオ原料の生産を中止した場合などは、当該農地が他用途に転用されることが懸念される。</li> <li>バイオ燃料作物は、土地収奪性が高いものが多く、管理が不適切だと栽培地が裸地になる可能性が高い。</li> </ul>						
備考								
担当部課名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ (内線：27-202) 農政部 農業経営課 経営体育成グループ (内線：27-372)						

## 道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 総務部

個票番号：3037B ④

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道全域バイオ燃料生産業務特別地区に指定し、生産を行う企業に対し、国税・地方税の優遇措置を講ずるとともに、地方税の減収分は補填措置を講ずる。</li> </ul>	
事実関係等整理	事実関係(現状など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の政策的配慮から、個別の立法措置により地方団体が行う課税免除又は不均一課税(以下「課税免除等」という。)による減収部分については、一定のものに限り地方交付税による減収補てんが受けられることとなっているが、提案のようなものは対象となっていない。</li> </ul>	
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	新たな法律を創設し、税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料を生産する企業の税負担が軽減される。</li> </ul>	
	考えられるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方交付税による減収補てん措置では、留保財源率25%分が除かれることになるため、その分道税収入が減になる。</li> </ul>	
備考			
担当部課名		総務部 税務課 税制企画グループ (内線：22-468)	

## 道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 農政部

個票番号：3066B

提案の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>単純に農業をしたい人、求職者及び生活保護者、外国人などを対象として、耕作放棄地（畑地）に菜種の作付けを行い、バイオディーゼルに利用することにより、雇用の確保、担い手の確保、荒れ地の改善などを図るとともに、農業生産者に夢と希望を持たせ、地域の活性化を図る。</li> </ul>						
事実関係等整理	事実関係（現状など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>菜種を作付けしてバイオディーゼルの生産する取組みは、道内でも試験的な取組事例がみられるが、耕作放棄地に農作物である菜種の作付けの規制はない</li> </ul>						
	関係法令等							
	関係制度の概要							
提案を実現するために考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td></td> </tr> </table>	法的措置		財政措置		その他の措置	
法的措置								
財政措置								
その他の措置								
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観作物としての観光資源的な役割</li> <li>新たな作物の作付けによる地域農業の活性化</li> <li>CO2の削減による地球温暖化防止効果のあるバイオ燃料の生産拡大</li> </ul>						
	考えられるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>栽培した菜種を原料としたバイオディーゼル燃料生産は、既存燃料と比較してコストが高いため、大幅なコスト低減が不可欠</li> </ul>						
備考								
担当部課名		農政部 食の安全推進局 食品政策課 農業環境・バイオマスグループ (内線：27-686)						

# 関連提案の検討状況

- ① 森林審議会在所掌事務の拡充
- ② 人工林資源の的確な管理体制の構築
- ④ 北海道らしい循環型社会の形成



# ① 森林審議会の所掌事務の拡充

## 【検討状況】

- 北海道では、森林法第68条に基づき森林審議会を設置しているが、その所掌事務が第68条第2項の中で地域森林計画の樹立や保安林の指定の解除、林地開発行為の許可処分などに限定されている。
- その他の林務施策に係る事項については、別な審議会(北海道森林づくり審議会)を設置して対応しなければならない状況にある。
- 森林施策全体を計画からその実効性まで一体的に審議することは、効率的かつ統一的であることから、地域森林計画と「林業・木材産業の振興」や「森林づくりに対する道民理解の促進」などの事項を同時に審議できるよう、森林審議会の所掌事務の拡充を行う。


## 【提案に向けたイメージ】

### ○森林審議会(法律設置、審議内容が固定)

- ・地域森林計画の樹立
- ・保安林の指定の解除
- ・林地開発行為の許可処分 など

### ○北海道森林づくり審議会(条例設置)

- ・林業・木材産業の振興や森林づくりに対する道民理解の促進方策など林務施策の重要事項について審議



森林審議会の所掌事務を拡大し、北海道の林務施策についても審議できるようにする

森林計画と林務施策を一体的に審議することにより、より効率的かつ統一的な展開が可能となる



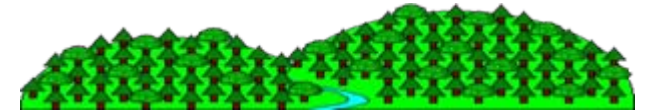
## ② 人工林資源の的確な管理体制の構築

### 【検討状況】

- 人工林資源の充実に伴い、民有林の人工林は、育成段階から利用段階に移行するとともに、海外からの木材輸入量の大幅な減少の影響もあり、道産木材の需要が高まっている。
- このため、カラマツ人工林を中心に、伐採量も急激に増加するとともに、丸太での道外移出が増加しており、森林資源の保続と公益的機能の低下が懸念される。
- このため、将来の資源の保続が危ぶまれる樹種は伐採量を規制するとともに、丸太の移輸出を抑制する必要がある
- 資源管理の観点からは、道、市町村がそれぞれ森林計画を策定するのではなく、地方公共団体が一体となって計画を策定する必要がある

### 【提案に向けたイメージ】

#### 人工林資源の適確な管理に向けた伐採抑制



■ 森林計画制度(全国一律)  
・全国的な課題である森林整備の推進が主目的

■ 森林施業計画の認定基準  
・全国一律の認定基準

■ 伐採届出による伐採  
・伐採量の制約はない

■ 生産された材の流通  
・規制はない

特例措置  
権限移譲

■ 道独自の「森林資源管理計画」を策定  
・資源管理を主目的とした計画の策定  
・樹種別の伐採限度面積を設定

■ 認定基準に樹種別の伐採量を追加  
・道独自の上乗せ基準

■ 道独自に樹種別の伐採量を規制  
・伐採届出による伐採限度枠を設定

■ 移輸出を許可制  
・年間の伐採量が計画量を上回る場合

伐採限度量を超えた場合は  
伐採を抑制

伐採限度面積  
(資源の保続が危惧される限度面積)

規制対象

伐採可能面積

伐採量の規制  
移輸出の規制

従来どおりの伐採が可能

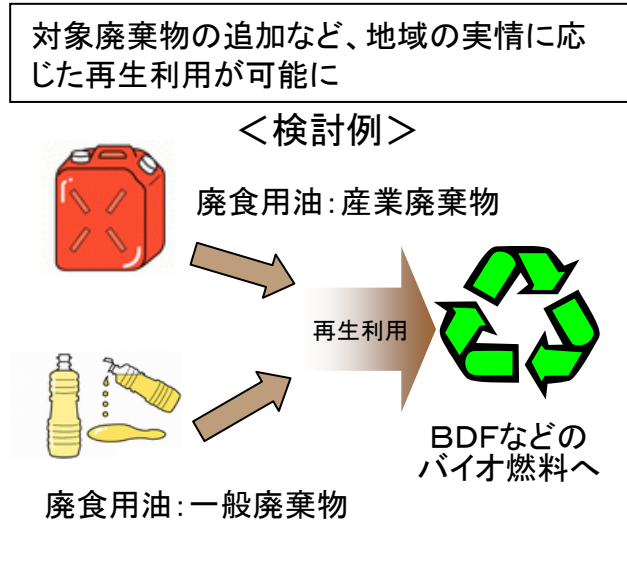
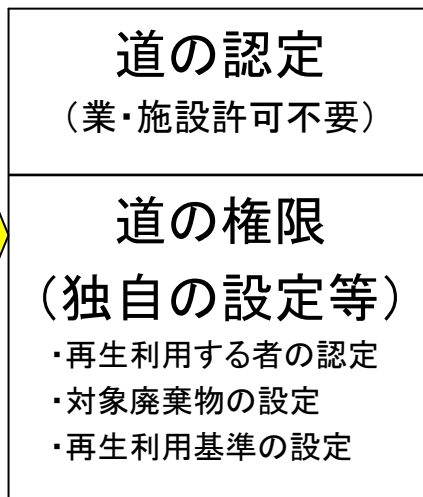
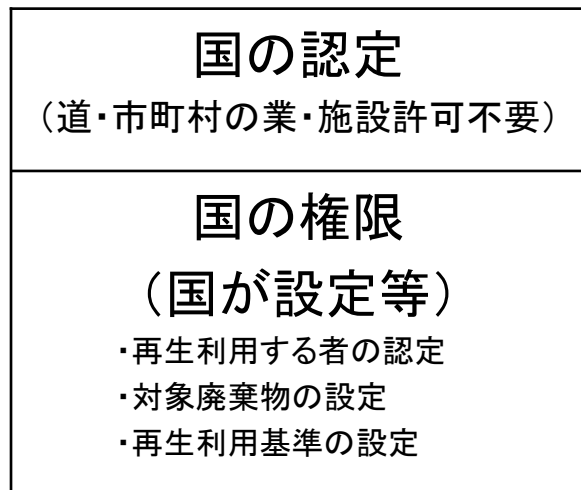
# ④ 北海道らしい循環型社会の形成

## 【検討状況】

- 北海道らしい循環型社会の形成に向けて、廃棄物の再生利用(リサイクル)や地域の環境に配慮した事業活動等の推進が重要。  
＜再生利用の認定権限の移譲＞
  - 廃棄物の再生利用には廃棄物処理法に基づく許可が必要だが、許可権者が複数で手続きも煩雑等の課題がある。
  - 地域の実情に応じた再生利用の推進が必要。
- 廃棄物処理施設の設置許可基準の移譲  
＜廃棄物処理施設の設置許可基準の移譲＞
  - 設置許可の基準が全国一律 → 基準の決定権限の移譲により道独自の基準に基づいた環境保全の推進が可能。

## 【提案に向けたイメージ】

### 1 廃棄物の再生利用の特例



### 2 廃棄物処理施設の設置基準

